

### 第1章 方針の改訂について

- 改訂の背景と趣旨  
市有財産の有効活用を推進するため「市有財産の有効活用に関する基本方針」を策定していますが、前方針改訂から5年が経過するため、改めて取り組み内容を検証し今後の方針を策定します。
- 方針の位置付け  
令和3年度にスタートする「岡崎市総合政策指針」と、その指針を実現するための基本的「戦略」である「岡崎市行財政改革大綱」の考え方に基づき、基本方針を策定します。

### 第2章 財産の状況と財産収入の実績

- 市有財産の定義  
本方針では、市有財産を地方自治法第238条に規定される公有財産のうち不動産及び地上権等の権利のほか、借地権など公有財産に含まれない土地等に係る権利を含んだ財産と定義しています。
- 財産の保有状況の変化  
入札売払いや貸付を積極的に進めた結果、本市の未利用地は以下のように変化しています。  

【未利用地の保有量】			
平成27年3月末	132,180.28㎡	令和2年3月末	102,011.74㎡
- 財産収入の実績
  - 普通財産の売払い実績  
平成28年度からの4年間で約8億5,000万円
  - 普通財産の貸付け実績  
平成28年度からの4年間で約2億8,000万円  
(うち約8,000万円は事業用定期借地による)
  - 行政財産の余裕部分の活用  
自動販売機の設置スペース 年間約3,000万円  
売店・レストランの設置スペース 年間約1,800万円

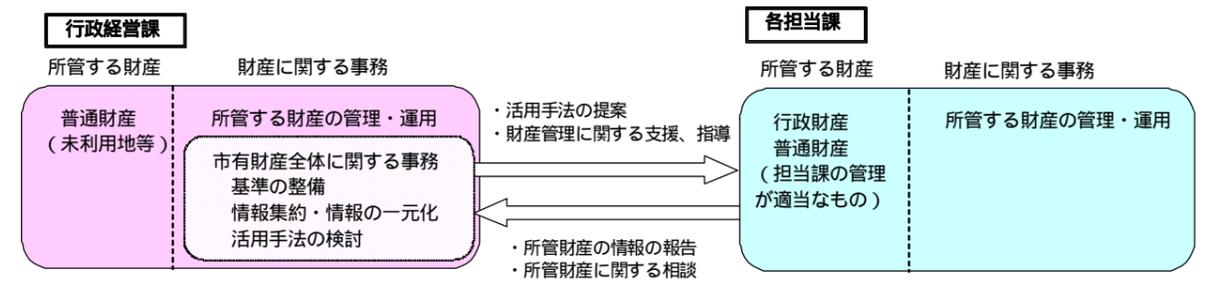
### 第5章 市有財産の活用に向けた具体的な取り組みの概要

これまで未利用地の入札売払いや貸付を積極的に進めるとともに、財産活用に関する基準の整備や、財産の数量等の基本情報の管理体制の整備を進めてきました。これまでの成果を踏まえた今後の取り組みの概要は以下のとおりです。

- 市有財産の最適な活用に向けて、財産の利用状況等の情報を集約します。
- 財産の所管配置の整理、保有量の適正化等を推進することで、効率的な管理を実施し、歳出の縮減を目指します。
- 未利用財産の積極的な売却、公共施設等における余剰スペースの新たな運用方法を検討し、歳入の確保に取組みます。
- まちづくり計画や市の各種計画等、市の事業推進の手段として財産の最適な活用を図ります。

### 第3章 市有財産の活用の基本的な考え方

- 本方針における有効活用の考え方  
前方針の考え方を引き継ぎ、行政経営課が市有財産全体の状況把握、整理を行う『情報の一元化』を推進します。基準等の整備、最適な活用手法の検討等、財産の運用面で各担当課を支援し、全庁的に統一した手法で財産の有効活用を目指していきます。



- 活用の基本原則  
市有財産の有効活用を推進するため、財産に関する行動を、『取得』、『管理』、『運用』、『処分』の4つに分類しています。

### 第4章 推進に向けて

- 対象期間  
上位計画である岡崎市行財政改革大綱と同様に令和12年度までとします。
- 推進体制  
市有財産の活用にあたり、行政経営課へ事前相談をするものとします。行政経営課は、情報収集や活用手法の検討支援を行い、公共施設等マネジメント推進会議を始めとした検討体制により、具体的な活用方針を全庁的に決定します。

#### 活用の基本原則と取り組みの名称

